

第168回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成30年6月20日（水曜日）午前10時

開催場所

東京都港区新橋一丁目2番6号
第一ホテル東京 4階「プリマヴェーラⅡ」

開催場所が前年と異なっておりますので、
お間違えのないようお願い申し上げます。

議 案

- | | |
|-------|-------------------------|
| 第1号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第2号議案 | 補欠監査役2名選任の件 |
| 第3号議案 | 譲渡制限付株式報酬制度の
報酬額設定の件 |

目 次

第168回定時株主総会招集ご通知……………	1
(提供書面)	
事業報告……………	4
連結計算書類……………	24
計算書類……………	34
監査報告……………	45
株主総会参考書類……………	49



証券コード 8081
平成30年6月5日

株 主 各 位

〒105-8687 東京都港区新橋四丁目22番4号

株式会社 カナデン

代表取締役社長 本 橋 伸 幸

第168回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第168回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2頁の『議決権行使等についてのご案内』に従って、平成30年6月19日（火曜日）当社営業時間の終了時（午後5時25分）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月20日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区新橋一丁目2番6号 第一ホテル東京4階「プリマヴェーラⅡ」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第168期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第168期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）
計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 取締役8名選任の件
 - 第2号議案 補欠監査役2名選任の件
 - 第3号議案 譲渡制限付株式報酬制度の報酬額設定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎招集通知に掲載しております事業報告、連結計算書類並びに計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kanaden.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

◎昨年と株主総会会場が異なりますので、お間違いのないようご注意ください。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日 時

平成30年 6 月 20 日（水曜日）

午前10時
（受付開始：午前9時）

場 所

東京都港区新橋一丁目2番6号
第一ホテル東京 4 階「プリマヴェーラⅡ」

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

平成30年 6 月 19 日（火曜日）

営業時間終了時
（午後5時25分到着） まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限

平成30年 6 月 19 日（火曜日）

営業時間終了時
（午後5時25分） まで

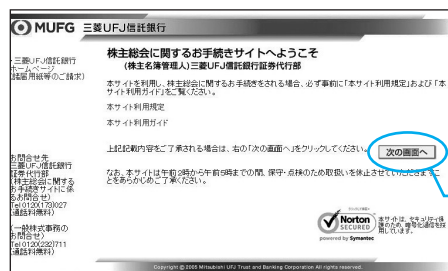
インターネットによる議決権行使について

行使期限 平成30年6月19日（火曜日）
営業時間終了時（午後5時25分）まで

当社の指定する議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>



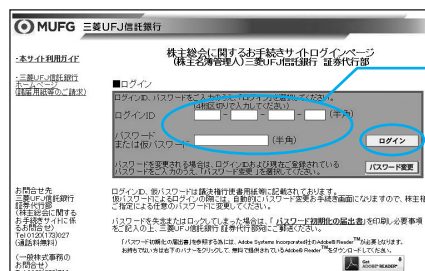
① 議決権行使サイトへアクセス



クリック

議決権行使サイトにアクセスして「次の画面へ」ボタンをクリックして下さい。

② ログインする



① 入力

② クリック

同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」と「仮パスワード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックして下さい。

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

- ※ 午前2時から午前5時までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※ 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
フリーダイヤル **0120-173-027**（月曜日～金曜日（休日除く）9:00～21:00、通話料無料）

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

提供書面

事業報告

(自 平成29年 4 月 1 日)
(至 平成30年 3 月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における当社グループを取り巻く事業環境は、環境・省エネ関連投資の継続や工場の自動化ニーズの高まりに加え、中国市場における設備投資が増加するなど、概ね堅調に推移しました。

このような状況下、当社グループは、3ヵ年中期経営計画『CI・A-3 (Challenge&Innovation・Action)』の最終年度として、今後も成長が見込まれる環境・エネルギー関連分野や省力化・自動化需要の取り込みに注力し、高付加価値なシステム・ソリューションビジネスの展開により基幹ビジネスを強化するとともに、ニュービジネスの発展、拡大に取り組んでまいりました。

これらの取り組みにより、FAシステム分野では製造業向けシステム・ソリューションビジネスが伸長し、ビル設備分野では新たに高付加価値な案件の獲得により空調機器が伸長しました。インフラ分野では太陽光発電関連の投資に一服感がありましたが、案件は継続しております。また、情通・デバイス分野では産業機械向けパワーデバイスが好調に推移しました。

その結果、当事業年度における売上高につきましては122,058百万円（前年度比0.8%減）、経常利益につきましては4,854百万円（前年度比469百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては3,193百万円（前年度比250百万円増）となり、過去最高益を更新しました。

② 事業区分別の営業の概況

(単位：百万円)

事業区分別	第167期 (平成28年4月1日～平成29年3月31日)		第168期 (平成29年4月1日～平成30年3月31日)	
	金額	構成比	金額	構成比
F A シ ス テ ム	43,903	35.7%	45,820	37.5%
ビ ル 設 備	19,815	16.1%	17,476	14.3%
イ ン フ ラ	31,646	25.7%	29,962	24.6%
情 通 ・ デ バ イ ス	27,619	22.5%	28,798	23.6%
売 上 高 合 計	122,984	100.0%	122,058	100.0%

(注) 百万円未満は切捨てて表示しております。

(F A システム)

F A分野では、配電制御機器は前年度並みとなりましたが、半導体製造装置業界をはじめとする製造業の設備投資の回復により、機械装置メーカー向けビジネスは好調に推移したほか、大手製造業向けシステム・ソリューションビジネスの積極的な展開により、コントローラー、駆動制御機器が好調に推移しました。

産業メカトロニクス分野では、放電加工機は前年度並みでしたが、レーザー加工機は特殊溶接加工の案件があり増加しました。

産業システム分野では、電気設備案件が前年度並みを維持しました。

その結果、当該事業としては4.4%の増収となり、経常利益は269百万円の増益となりました。

(ビル設備)

設備機器分野では、昇降機は価格競争の激化や工期の延期等があり減少し、ビルマネジメントシステムも案件不足により苦戦をしました。また、情報・通信事業者向け受変電設備は前年度に大口案件が集中していたこともあり大幅に減少しました。

空調・冷熱機器分野では、空調機器はデータセンター向けの大口案件があり増加しました

が、低温機器、住宅設備機器は前年度並みとなりました。

その結果、当該事業としては売上高は11.8%の減収となりましたが、空調機器の伸長により経常利益は44百万円の増益となりました。

(インフラ)

交通分野では、鉄道会社向け車両部品が好調に推移し、LED照明は切替需要の取り込みにより増加しましたが、受変電設備や列車無線は設備投資の端境期にあり減少しました。

社会システム分野では、太陽光発電関連の投資に一服感あり減少しました。また、官公庁向けビジネスは前年度に防災設備等の案件が集中していたこともあり減少しました。

その結果、当該事業としては売上高は5.3%の減収となりましたが、高採算案件の受注により経常利益は67百万円の増益となりました。

(情通・デバイス)

情報通信分野では、画像映像システムはセキュリティに関する需要が継続しているものの、流通業向け案件の低迷により減少しました。携帯電話販売事業は販売台数が伸長し好調に推移しました。

半導体・デバイス分野では、ハードディスクドライブ用のIC・メモリが減少しましたが、産業用パワーデバイスは設備投資回復により増加しました。また、OA機器向けの電子デバイス品も好調に推移し増加しました。

その結果、当該事業としては4.3%の増収となり、経常利益は90百万円の増益となりました。

③ 重要な企業再編等の状況

- i 当社は、平成29年4月1日付で子会社のカナデンサプライ株式会社を吸収合併しました。
- ii 当社グループでは、平成30年4月1日付で子会社の株式会社カナデンテレコムエンジニアリングを存続会社とし、株式会社東北カナデンテレコムエンジニアリング、カナデン冷熱プラント株式会社、株式会社カナデンテクノエンジニアリングの3社を消滅会社とする吸収合併を実施し、存続会社の株式会社カナデンテレコムエンジニアリングは同日付で商号を株式会社カナデンエンジニアリングに変更しました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第165期 (自平成26.4.1 至平成27.3.31)	第166期 (自平成27.4.1 至平成28.3.31)	第167期 (自平成28.4.1 至平成29.3.31)	第168期 (自平成29.4.1 至平成30.3.31)
売上高 (百万円)	122,009	120,534	122,984	122,058
経常利益 (百万円)	4,223	4,378	4,385	4,854
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,667	2,844	2,943	3,193
1株当たり当期純利益 (円)	78.93	94.34	97.64	106.08
総資産 (百万円)	77,768	81,637	81,383	78,373
純資産 (百万円)	37,238	38,469	41,119	43,091
1株当たり純資産 (円)	1,234.76	1,275.48	1,364.06	1,453.60

(3) 重要な子会社及び企業結合の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社東北カナデンテレコムエンジニアリング	10百万円	100%	通信機械器具・電子機械器具の販売・設計・工事及び保守
カナデン冷熱プラント株式会社	30百万円	100%	空調・低温・電気設備の設計・施工及び保守
テクノクリエイト株式会社	20百万円	100%	コンピュータソフトウェアの設計開発
株式会社カナデンテレシス	20百万円	100%	移動体通信機器の販売及び保守
株式会社カナデンテレコムエンジニアリング	30百万円	100%	通信機器・電子応用機器の販売・工事及び保守
株式会社カナデンブレイン	100百万円	100%	コンピュータの販売・ソフトウェアの開発及びサービス
株式会社カナデンテクノエンジニアリング	50百万円	100%	照明器具の設計・工事及び保守
科 拿 電 (香 港) 有 限 公 司	350万香港ドル	100%	半導体・デバイス等の販売
KANADEN CORPORATION SINGAPORE PTE. LTD.	100万シンガポールドル	100%	半導体・デバイス等の販売
科拿電国際貿易（上海）有限公司	260万米ドル	100%	半導体・デバイス及びF A 機器、産業メカトロニクス機器の販売
KANADEN (THAILAND) CO., LTD.	1,000万タイバーツ	49%	F A 機器及び産業メカトロニクス機器の販売

(注) 1. 当社は、平成29年4月1日付で子会社のカナデンサプライ株式会社を吸収合併しております。

2. 当社グループでは、平成30年4月1日付で子会社の株式会社カナデンテレコムエンジニアリングを存続会社とし、株式会社東北カナデンテレコムエンジニアリング、カナデン冷熱プラント株式会社、株式会社カナデンテクノエンジニアリングの3社を消滅会社とする吸収合併を実施し、存続会社の株式会社カナデンテレコムエンジニアリングは同日付で商号を株式会社カナデンエンジニアリングに変更しております。

② その他の重要な企業結合の状況

当社は、三菱電機株式会社の関連会社で、同社は当社の株式7,505千株（自己株式を控除した持株比率25.32%）を保有しております。

なお、当社と同社との当事業年度中の取引は、当社単体の売上高の1.92%、仕入高の56.39%の割合を占めております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2017年度を最終年度とする3ヵ年中期経営計画『CI・A-3（Challenge & Innovation・Action）』において、基幹ビジネスの強化とニュービジネスの取り組みにより強いビジネスモデルの創造を図ってまいりました。その結果、システムソリューションビジネスが大きく伸長し、最終年度の売上高は経営目標数値に届かなかったものの、経常利益は経営目標数値を達成し過去最高益を更新しました。

また、2020年度を最終年度とする中期経営計画『CI・J-3（Challenge & Innovation・Joint）』を新たに策定し、Joint～つなぐ、つながる～をテーマとして、真の技術商社としてステップアップをすることで、未来に“つなげる”3年間とします。

お客様を最も知るベストパートナーであり続けるため、お客様との“つながり”を大切にし、パートナー企業やグループ内の連携（つながり）を強化することで提案力、技術力の向上を図り、高付加価値ビジネスを追求し、次の10年も成長を持続できる企業となることを目指します。

さらに、公明正大な経営を実践するため、コーポレートガバナンス体制をより一層強化するとともに、社員一人ひとりが倫理・遵法意識を高く持ち、健全で誠実な事業活動を推し進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社グループの事業は、F A、産業メカトロニクス、産業システム、設備機器、空調・冷熱機器、交通、社会システム、情報通信、半導体・デバイスなど幅広い分野にわたっております。

また、当社グループは、工場自動化に向けたシステム・ソリューションビジネスを積極的に展開するとともに、スマート社会実現のため、安全・安心をキーワードに省エネ、再生可能エネルギー、環境関連製品を豊富に取り扱っております。

なお、各事業区分別における主要な事業内容は下表のとおりであります。

事業区分	主要な事業内容
F A シ ス テ ム	F A システム事業は、製造ラインの品質・生産性向上に貢献するコントローラシステムをはじめとするF A機器、微細加工に対応するレーザー加工機、放電加工機等のメカトロニクス商品を販売しております。
ビ ル 設 備	ビル設備事業は、無停電電源装置、昇降機、ビル管理システム等のほか、省エネ化を踏まえた空調機器、住宅設備機器、低温機器等を販売しております。
イ ン フ ラ	インフラ事業は、交通事業者向けに変電電力設備、L E D機器、情報通信機器及び車両用電機品等を販売するほか、社会基盤整備に貢献する交通安全システム、航空管制システム、太陽光発電設備、地域防災システム、大型映像システム等を販売しております。
情 通 ・ デ バ イ ス	情通・デバイス事業は、情報通信機器、自動車、産業機器に不可欠なマイコンを中心とする半導体、電子デバイス部品等のほか、様々なニーズや課題に応じたセキュリティシステムや映像システム等を販売しております。

(6) 主要な事業所（平成30年3月31日現在）

① 当社

名 称				所 在 地
本			社	東京都港区
関	西	支	社	大阪府大阪市
中	部	支	店	愛知県名古屋市
九	州	支	店	福岡県北九州市
東	北	支	店	宮城県仙台市
神	奈	川	支	神奈川県横浜市
北	関	東	支	埼玉県さいたま市

（注）平成30年2月13日付にて、東北支店は宮城県仙台市内で移転をしております。

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社東北カナデンテレコムエンジニアリング	宮城県仙台市
カナデン冷熱プラント株式会社	東京都港区
テクノクリエイト株式会社	大阪府大阪市
株式会社カナデンテレシス	大阪府大阪市
株式会社カナデンテレコムエンジニアリング	東京都港区
株式会社カナデンブレイン	東京都港区
株式会社カナデンテクノエンジニアリング	東京都新宿区
科 拿 電 （ 香 港 ） 有 限 公 司	香港
KANADEN CORPORATION SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール共和国
科 拿 電 国 際 貿 易 （ 上 海 ） 有 限 公 司	中華人民共和国上海市
KANADEN (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国バンコク市

- (注) 1. 平成29年12月18日付で、科拿電（香港）有限公司は香港内で移転をしております。
2. 平成30年2月13日付で、株式会社東北カナデンテレコムエンジニアリングは宮城県仙台市内で移転をしております。
3. 平成30年4月1日付で、子会社の株式会社カナデンテレコムエンジニアリングを存続会社とし、株式会社東北カナデンテレコムエンジニアリング、カナデン冷熱プラント株式会社、株式会社カナデンテクノエンジニアリングの3社を消滅会社とする吸収合併を実施し、存続会社の株式会社カナデンテレコムエンジニアリングは同日付で商号を株式会社カナデンエンジニアリングに変更しております。

(7) **使用人の状況**（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
F A シ ス テ ム 事 業	260名	16名増
ビ ル 設 備 事 業	81名	増減なし
イ ン フ ラ 事 業	83名	増減なし
情 通 ・ デ バ イ ス 事 業	269名	6名増
全 社 （ 共 通 ）	97名	10名減
合 計	790名	12名増

（注）使用人数には、企業集団以外からの出向者を含み、企業集団以外への出向者及び休職者は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
581名	8名増	42.2歳	18.2年

（注）使用人数には、他社からの出向者を含み、他社への出向者及び休職者は含んでおりません。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 90,000,000株
- ② 発行済株式の総数 30,310,000株
- ③ 株主数 11,820名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
三菱電機株式会社	7,505千株	25.32%
カナデン取引先持株会	2,856千株	9.64%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,155千株	3.90%
カナデン従業員持株会	868千株	2.93%
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	761千株	2.57%
株式会社三菱東京UFJ銀行	751千株	2.54%
JP MORGAN CHASE BANK 380621	676千株	2.28%
三菱倉庫株式会社	656千株	2.21%
明治安田生命保険相互会社	600千株	2.03%
三菱UFJ信託銀行株式会社	559千株	1.89%

（注） 1. 当社は、自己株式を665,130株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式（665,130株）を控除して計算しております。

3. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

平成30年3月22日開催の取締役会決議に基づき、資本効率の向上を図るとともに株主の皆様への利益還元の実現を図るため、平成30年3月23日に500千株の自己株式を市場から取得しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職
取締役社長 （代表取締役）	もと はし のぶ ゆき 本 橋 伸 幸	
常務取締役	しま もと かず のり 島 本 和 徳	管理部門担当並びにコンプライアンス室長
取締役	じん たけし 神 毅	当社顧問弁護士 株式会社トリケミカル研究所 社外取締役
取締役	なが しま よし ろう 永 島 義 郎	
取締役	うめ ごき あき みつ 梅 崎 昭 光	設備事業部長 カナデン冷熱プラント株式会社 代表取締役社長
取締役	つね かわ ゆき お 恒 川 幸 夫	関西支社長 テクノクリエイト株式会社 代表取締役社長 株式会社カナデンテレシス 代表取締役
取締役	もり ひさ たか 森 寿 隆	経営戦略室長
取締役	さい とう しん すけ 齋 藤 真 輔	交通事業担当
監査役（常勤）	さかい はる しげ 境 晴 繁	株式会社寺岡製作所 社外監査役
監査役	ど い けい 土 井 啓	三菱電機株式会社 営業本部 事業企画部 代理店グループマネージャー
監査役	の み やま ゆたか 野 見 山 豊	株式会社寺岡製作所 常勤監査役
監査役	いっ ぼう し のぶ たけ 一 法 師 信 武	

- (注) 1. 取締役神 毅氏及び取締役永島義郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役土井 啓氏、監査役野見山 豊氏及び監査役一法師 信武氏は、社外監査役であります。
3. 監査役野見山 豊氏及び監査役一法師 信武氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役野見山 豊氏は、株式会社寺岡製作所の監査役であり、同社管理部門の要職を歴任するなど、経営に対し高い見識を有しております。
 - ・監査役一法師 信武氏は、公認会計士並びに税理士の資格を有しております。
4. 当社は、三菱電機株式会社の関連会社で、同社は当社の株式7,505千株（自己株式を控除した持株比率25.32%）を保有しております。
5. 当社と株式会社寺岡製作所及び株式会社トリケミカル研究所との間には、特別な関係はありません。
6. 取締役神 毅氏は、当社と顧問弁護士契約を締結しておりますが、その報酬額は僅少であり、独立性を損なうものではありません。
7. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、取締役神 毅氏、取締役永島義郎氏、監査役野見山 豊氏及び監査役一法師 信武氏の4氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
8. 常務取締役島本和徳は、平成29年6月23日開催の株式会社寺岡製作所定時株主総会終結の時をもって同社の社外監査役を辞任しております。
9. 平成30年4月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。
- ・常務取締役 島本和徳 経営企画部並びに管理統括室担当

② 事業年度中に退任した監査役

氏 名	退任日	退任事由
杉 山 通 人	平成29年6月29日	辞任

③ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	157百万円 (10百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	19百万円 (6百万円)
合 計 (うち社外役員)	12名 (4名)	176百万円 (16百万円)

- (注) 1. 上記の支給額には、平成29年6月29日開催の第167回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名が含まれております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成24年6月28日開催の第162回定時株主総会において年額300百万円以内(但し、使用人分給与及び賞与は含まない)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成24年6月28日開催の第162回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
5. 上記の支給額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度中に役員賞与として費用処理した92百万円

④ 社外役員に関する事項

i. 重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

15頁から16頁の「(2)①取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

ii. 当事業年度における主な活動状況

会社における 地位	氏 名	出席状況及び活動状況
取 締 役	神 毅	当事業年度に11回開催された取締役会の全てに出席しました。取締役会において、弁護士の専門的見地から適宜発言を行っております。
取 締 役	永 島 義 郎	当事業年度に11回開催された取締役会の全てに出席しました。取締役会において、会社経営者としての経験を活かし、適宜発言を行っております。
監 査 役	土 井 啓	当事業年度に11回開催された取締役会のうち10回出席し、また6回開催された監査役会のうち5回出席しました。取締役会及び監査役会において、電機業界における豊富な営業経験等から適宜発言を行っております。
監 査 役	野見山 豊	当事業年度に11回開催された取締役会の全てに出席し、また6回開催された監査役会の全てに出席しました。取締役会及び監査役会において、財務会計を中心に高い見識から適宜発言を行っております。
監 査 役	一 法 師 信 武	当事業年度に11回開催された取締役会の全てに出席し、また6回開催された監査役会の全てに出席しました。取締役会及び監査役会において、公認会計士並びに税理士の専門的見地から適宜発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、科拿電（香港）有限公司、KANADEN CORPORATION SINGAPORE PTE. LTD.、科拿電国際貿易（上海）有限公司、KANADEN (THAILAND) CO., LTD. は、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

なお、取締役が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定します。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 当社は、役員及び従業員が法令を遵守し社会規範に則った事業活動を行うために企業倫理ガイドラインを定め、あらゆる機会を通じ教育を行う。
 2. 当社は、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、役員及び従業員が高い倫理観に基づいた行動をするよう、コンプライアンス推進のための取り組みを協議・実行する。
 3. 当社は、反社会的勢力及び団体に対し、企業倫理ガイドラインをもって関係拒絶の姿勢を明確にし、これを実行する。
 4. 当社は、役職者が法令及び定款に適合した職務執行をすることを確保するために職務権限規程を定め、各職位に対する責任と権限を明確にする。
 5. 当社は、本社総務部門、人事部門、法務部門並びに顧問弁護士を窓口とした企業倫理ホットラインを設け、法令・定款等の違反行為を未然に防止するとともに、違反行為が発生した場合には、迅速かつ適切な是正措置を講ずる。
 6. 当社は、稟議規程を定め、職務権限規程に則った責任と権限の明確化を促し、確認を保証し、記録を行い、その保存及び管理を通じて業務の適正を確保する。
 7. 当社は、代表取締役の指示のもと、当社グループ全体の内部統制及び各業務プロセスの統制活動を強化し、財務報告に係る内部統制の適切かつ適正な運用を行う。
また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 1. 当社は、取締役会規則並びに経営会議規程の定めに基づき取締役会議事録並びに経営会議議事録を本社総務部門において10年間保管する。
 2. 本社総務部門は、取締役または監査役が取締役会議事録もしくは経営会議議事録の閲覧を要請したときは、速やかにこれを閲覧に供せねばならない。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社及び当社グループに及ぶ総合的なリスクの監視並びに対応は本社総務部門が担い、財物リスク、法務リスク、環境リスク、労務リスク、情報セキュリティー、取引信用リスク等、各部門所管業務に付随するリスクの管理は当該部門が行う。
2. 当社及び当社グループが危機的な状況に置かれた際の基本対応を危機管理規則並びに災害対策規則として定める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社は、当社グループの経営理念及び経営方針を定め、これらを具現化するために中期経営計画を策定する。
2. 当社は、経営の意思決定の迅速化と事業活動の機動性を確保するために執行役員制度を制定する。
3. 取締役会は、執行役員の選任を行うとともに執行役員規定及び執行役員会規定を定め、執行役員の業務執行を監督する。

⑤ 当社並びに当社関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社が業務の適正を確保するために関係会社管理規程を定め、同規程に基づき事業推進部門が関係会社を所管する。

また、当社は、当社役員または従業員に関係会社の取締役または監査役を兼務させ、当該兼務者をして関係会社の取締役の職務執行状況を報告させる。

1. 事業推進部門は、職務権限規程に則り関係会社に対し企業統治等、業務の適正を確保するための総合的な助言・指導を行う。
2. 監査部門は、関係会社に対し定期的な業務監査を行う。
3. 法務部門並びに本社総務部門は、関係会社に対し法令遵守等の助言・指導を行う。
4. 輸出管理部門は、関係会社に対し安全保障輸出管理の助言・指導を行う。
5. ISO管理部門は、関係会社に対し環境保全・品質管理に関する指導・審査を行う。
6. 人事部門は、関係会社に対し労務管理の助言・指導を行う。
7. 経理部門並びに財務部門は、関係会社に対し財務・会計に関する助言・指導を行う。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
1. 当社は、監査役会と協議のうえ監査役の職務を補助すべき使用人を設置しない。但し、監査役から特段の求めがあったときは、臨時にこれを設置する。
 2. 臨時に監査役の補助をする者は、管理部門に属する非管理職者とし、監査役の補助に従事するときは監査役以外からの指揮命令を受けない。
 3. 臨時に監査役の補助をする者の補助に従事した期間に係る人事考課並びに人事異動は監査役会に意見を求める。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びにその他の監査役への報告に関する体制
1. 取締役及び従業員は、監査役会に対し法定事項に加え当社及び当社グループに重要な影響を及ぼす事項、会計監査人及び内部監査人による監査の状況、その他コンプライアンス上重要な事項等を報告するものとし、報告したことを理由に不利益な取り扱いを受けることはない。
 2. 当社は、企業倫理ホットラインの運用により、法令・定款等に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上重要な事項等について、知り得たときは監査役へ適切な報告をする。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 監査役会と代表取締役との間で、定期的に意見交換会を開催する。
 2. 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行に必要ではないと認められた場合を除き、これに応じる。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社においては、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を取締役会において決議し、全社において適切に運用しております。

また、企業倫理の確固たる確立を図るため、役員・執行役員においては毎月1回、コンプライアンス並びにコーポレート・ガバナンスを主なテーマとした研修を実施するとともに、全社員を対象としたコンプライアンスアンケートやeラーニングを実施するなど、経営品質の向上を絶えず図っております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと認識し、配当性向30%を指標とし、業績に裏づけされた適正な利益還元に努めてまいりました。

当事業年度の期末配当金につきましては、普通配当金を1株当たり17円とさせていただきます。

既に中間配当金として1株当たり15円をお支払しておりますので、年間の配当金は1株当たり32円となります。

今後の剰余金の配当に関する基本方針は、堅実性と成長性を併せ持った「健全経営」を確実に推し進めていくため、将来の事業展開と企業体質の強化に必要な内部留保を確保しつつ、配当性向を30%から35%に引き上げ、株主の皆様に対し当該事業年度の収益状況に応じた適正な利益還元に努めてまいります。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	[66,351]	流動負債	[32,555]
現金及び預金	6,056	支払手形及び買掛金	23,025
受取手形及び売掛金	34,939	電子記録債務	2,106
電子記録債権	5,838	未払法人税等	1,138
有価証券	11,399	賞与引当金	1,580
商品及び製品	4,205	役員賞与引当金	114
原材料及び貯蔵品	2	その他の他	4,589
繰延税金資産	679	固定負債	[2,726]
未収入金	1,763	リース債務	32
その他の他	1,476	繰延税金負債	503
貸倒引当金	△11	再評価に係る繰延税金負債	673
固定資産	[12,021]	退職給付に係る負債	1,451
有形固定資産	[3,991]	資産除去債務	40
建物及び構築物	1,150	その他の他	25
機械装置及び運搬具	5	負債合計	35,281
工具、器具及び備品	121	純資産の部	
土地	2,664	株主資本	[39,218]
リース資産	48	資本金	5,576
無形固定資産	[188]	資本剰余金	5,353
投資その他の資産	[7,841]	利益剰余金	29,158
投資有価証券	7,460	自己株式	△869
繰延税金資産	66	その他の包括利益累計額	[3,873]
その他の他	321	その他有価証券評価差額金	2,037
貸倒引当金	△6	土地再評価差額金	1,521
資産合計	78,373	為替換算調整勘定	71
		退職給付に係る調整累計額	242
		純資産合計	43,091
		負債・純資産合計	78,373

連結損益計算書

(自 平成29年 4 月 1 日)
(至 平成30年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		122,058
売上原価		105,232
売上総利益		16,826
販売費及び一般管理費		12,071
営業利益		4,755
営業外収益		
受取利息	18	
受取配当金	109	
仕入割引	31	
その他の	53	213
営業外費用		
支払利息	9	
売上割引	61	
為替差損	29	
その他の	13	113
経常利益		4,854
特別利益		
投資有価証券売却益	22	
その他の	0	22
特別損失		
固定資産除却損	1	
事務所移転費用	94	
その他の	4	100
税金等調整前当期純利益		4,777
法人税、住民税及び事業税	1,685	
法人税等調整額	△101	1,583
当期純利益		3,193
親会社株主に帰属する当期純利益		3,193

連結株主資本等変動計算書

(自 平成29年 4 月 1 日)
(至 平成30年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
平成29年 4 月 1 日 残 高	5,576	5,353	26,944	△129	37,745
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△979		△979
親会社株主に帰属する当期純利益			3,193		3,193
自 己 株 式 の 取 得				△740	△740
自 己 株 式 の 処 分		0		0	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	0	2,213	△740	1,473
平成30年 3 月 3 1 日 残 高	5,576	5,353	29,158	△869	39,218

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純 資 産 計
	その他有価証 券評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
平成29年 4 月 1 日 残 高	1,589	1,521	100	163	3,374	41,119
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△979
親会社株主に帰属する当期純利益						3,193
自 己 株 式 の 取 得						△740
自 己 株 式 の 処 分						0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	448	－	△29	78	498	498
連結会計年度中の変動額合計	448	－	△29	78	498	1,971
平成30年 3 月 3 1 日 残 高	2,037	1,521	71	242	3,873	43,091

連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記]

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 11社

連結子会社の名称

(株)東北カナデンテレコムエンジニアリング、カナデン冷熱プラント(株)、テクノクリエイイト(株)、(株)カナデンテレシス、(株)カナデンテレコムエンジニアリング、(株)カナデンブレイン、(株)カナデンテクノエンジニアリング、科拿電(香港)有限公司、KANADEN CORPORATION SINGAPORE PTE. LTD.、科拿電国際貿易(上海)有限公司、KANADEN (THAILAND) CO., LTD.

2. 持分法の適用に関する事項

関連会社(菱神電子エンジニアリング(株))は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

科拿電(香港)有限公司、KANADEN CORPORATION SINGAPORE PTE. LTD.、科拿電国際貿易(上海)有限公司及びKANADEN (THAILAND) CO., LTD.の決算日は12月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため連結計算書類の作成にあたっては、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法による定額法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

②デリバティブ……………時価法

- ③たな卸資産……………主として移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産……………当社及び国内連結子会社は定率法を採用し、在外連結子会社は定額法を採用しております。(ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。)
- なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 15～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 15～17年 |
| 工具、器具及び備品 | 5～15年 |
- ②無形固定資産……………定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
- ③リース資産
- 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ①貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ③役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約取引

ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務

③ヘッジ方針

当社では、為替予約は通常の営業取引に係る為替変動リスク回避の目的で実需の範囲内で利用しており、投機目的のためのデリバティブ取引は行っておりません。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(6) のれんの償却に関する事項

のれんは、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積り年数で、その他については5年間で定額法により償却しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①退職給付に係る負債の計上基準

i. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ii. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

②消費税等の会計処理……………税抜方式であります。

5. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,432百万円
2. 関連会社に対するものは次のとおりであります。
投資有価証券（株式） 9百万円
3. 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法……………土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法、及び第3号に定める土地課税台帳に基づき、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日……………平成14年3月31日

4. 連結会計年度末日満期手形、電子記録債権及び電子記録債務

連結会計年度末日の満期手形、電子記録債権及び電子記録債務の会計処理については、当連結会計年度の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当連結会計年度末日満期手形、電子記録債権及び電子記録債務の金額は、次のとおりであります。

受取手形	144百万円
電子記録債権	91百万円
支払手形	82百万円
電子記録債務	97百万円

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	30,310	—	—	30,310
合計	30,310	—	—	30,310
自己株式				
普通株式(注)	165	500	0	665
合計	165	500	0	665

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加500千株は、自己株式の立会外買付による増加500千株及び単元未満株式の買取による増加0千株であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の買増請求によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月12日 取締役会(注)	普通株式	527	17.5	平成29年3月31日	平成29年6月8日
平成29年10月31日 取締役会	普通株式	452	15.0	平成29年9月30日	平成29年11月29日
計		979			

(注) 1株当たり配当額内訳 普通配当 15.5円 記念配当 2.0円

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年5月11日 取締役会	普通株式	503	利益剰余金	17.0	平成30年 3月31日	平成30年 6月6日

〔金融商品に関する注記〕

１．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業活動を行う上での十分な流動性を確保していることから資金の調達ニーズはなく、余資運用については短期運用を中心として、長期運用も含めて元本保証型金融商品のみで運用しています。

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、得意先信用管理規則に従い、各事業部門が得意先の業態・資力に応じた信用限度設定を行うとともに、必要に応じて担保等の提供を受けるほか、定期的に得意先の状況と債権推移をモニタリングし、財務状態等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引のみであり、月別に把握した為替変動リスクに対して、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしており、月次の為替予約の状況とヘッジ有効性の評価について経営会議に報告しています。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	6,056	6,056	－
(2) 受取手形及び売掛金	34,939	34,939	－
(3) 電子記録債権	5,838	5,838	－
(4) 有価証券及び投資有価証券	18,742	18,744	1
(5) 未収入金	1,763	1,763	－
資産計	67,341	67,343	1
(6) 支払手形及び買掛金	23,025	23,025	－
(7) 電子記録債務	2,106	2,106	－
(8) 未払法人税等	1,138	1,138	－
負債計	26,271	26,271	－
(9) デリバティブ取引（＊１）	(－)	(－)	－

（＊１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、(3)電子記録債権、並びに(5)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(6)支払手形及び買掛金、(7)電子記録債務、並びに(8)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9)デリバティブ取引

時価については、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	117

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

[1 株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額	1,453円60銭
2. 1株当たり当期純利益	106円08銭

損 益 計 算 書

(自 平成29年 4 月 1 日)
(至 平成30年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目						金 額
売 上 高	商 品 売 上	手 数 料 収 入	112,265			
			208			112,473
売 上 原 価	上 原 価					98,987
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費					13,485
営 業 外 収 益	営 業 外 収 益					9,382
						4,102
受 取 利 息	受 取 利 息		15			
受 取 配 当 金	受 取 配 当 金		180			
仕 入 割 引 料 他	仕 入 割 引 料 他		31			
不 動 産 賃 貸 料 他	不 動 産 賃 貸 料 他		48			
			22			298
営 業 外 費 用	営 業 外 費 用					
支 払 利 息	支 払 利 息		9			
売 上 替 換 割 引 損 他 益	売 上 替 換 割 引 損 他 益		61			
			33			
			9			113
特 別 常 利 益	特 別 常 利 益					4,287
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益		124			
投 資 有 価 証 券 売 却 益 他	投 資 有 価 証 券 売 却 益 他		22			
			0			146
特 別 損 失	特 別 損 失					
固 定 資 産 除 却 損 用 他	固 定 資 産 除 却 損 用 他		0			
事 務 所 移 転 費	事 務 所 移 転 費		94			
			4			99
税 引 前 当 期 純 利 益	税 引 前 当 期 純 利 益					4,335
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		1,470			
法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額		△93			1,377
当 期 純 利 益	当 期 純 利 益					2,958

株主資本等変動計算書

(自 平成29年 4 月 1 日)
(至 平成30年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
平成29年4月1日残高	5,576	5,359	0	5,359	588	16,740	6,389	23,717	△129	34,524
事業年度中の変動額										
剰 余 金 の 配 当							△979	△979		△979
当 期 純 利 益							2,958	2,958		2,958
自己株式の取得									△740	△740
自己株式の処分			0	0					0	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	－	－	0	0	－	－	1,978	1,978	△740	1,238
平成30年3月31日残高	5,576	5,359	0	5,359	588	16,740	8,367	25,696	△869	35,762

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成29年4月1日残高	1,589	1,521	3,110	37,635
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△979
当 期 純 利 益				2,958
自己株式の取得				△740
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	448	－	448	448
事業年度中の変動額合計	448	－	448	1,686
平成30年3月31日残高	2,037	1,521	3,559	39,321

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券……………償却原価法による定額法
- (2) 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券

①時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

②時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法……………主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産……………定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～50年

機械及び装置 15～17年

工具、器具及び備品 5～15年

- (2) 無形固定資産……………定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取 ……自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
引に係るリース資産 ……を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース ……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を
取引に係るリース資産 ……採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、為替予約の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約の円貨額に換算しております。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法……………為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ヘッジ手段……………為替予約取引
 - ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務

- (3) ヘッジ方針……………当社では、為替予約は通常の営業取引に係る為替変動リスク回避の目的で実需の範囲内で利用しており、投機目的のためのデリバティブ取引は行っておりません。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法……………ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。
7. その他計算書類作成のための重要な事項
- (1) 退職給付に係る会計処理……………退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (2) 消費税等の会計処理……………税抜方式であります。
8. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

- | | |
|-----------------------|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 3,176百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 2,027百万円 |
| 長期金銭債権 | 118百万円 |
| 短期金銭債務 | 9,037百万円 |
| 3. 土地再評価法の適用 | |

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法……………土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法、及び第3号に定める土地課税台帳に基づき、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出しております。
- ・再評価を行った年月日……………平成14年3月31日

4. 事業年度末日満期手形、電子記録債権及び電子記録債務

事業年度末日満期手形、電子記録債権及び電子記録債務の会計処理については、当事業年度の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当事業年度末日満期手形、電子記録債権及び電子記録債務の金額は、次のとおりであります。

受取手形	144百万円
電子記録債権	91百万円
支払手形	82百万円
電子記録債務	97百万円

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との取引高

売上高	4,670百万円
仕入高	56,865百万円
営業取引以外の取引高	182百万円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 事 業 年 度 期首株式数(千株)	当 事 業 年 度 増加株式数(千株)	当 事 業 年 度 減少株式数(千株)	当 事 業 年 度 末 株 式 数 (千 株)
普 通 株 式	165	500	0	665
合 計	165	500	0	665

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加500千株は、自己株式の立会外買付による増加500千株及び単元未満株式の買取による増加0千株であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の買増請求によるものであります。

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	414百万円
未払事業税	60百万円
退職給付引当金	489百万円
貸倒引当金	5百万円
ゴルフ会員権評価損	24百万円
減損損失	12百万円
その他	224百万円
繰延税金資産小計	1,231百万円
評価性引当額	△123百万円
繰延税金資産合計	1,108百万円
繰延税金負債	
資産除去債務	△3百万円
その他有価証券評価差額金	△878百万円
繰延税金負債合計	△881百万円
繰延税金資産の純額	226百万円

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	601百万円
固定負債－繰延税金負債	△375百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.90%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.66%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.69%
住民税均等割額	0.53%
抱合せ株式消滅差益	△0.88%
その他	0.24%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.76%

〔退職給付に関する注記〕

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、確定給付型企业年金制度を採用しております。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

2. 退職給付債務に関する事項（平成30年3月31日現在）

(1) 退職給付債務	△6,151百万円
(2) 年金資産	4,903百万円
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)	△1,247百万円
(4) 未認識数理計算上の差異	△413百万円
(5) 未認識過去勤務費用	64百万円
(6) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)	△1,597百万円
(7) 退職給付引当金	△1,597百万円

3. 退職給付費用に関する事項（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

(1) 勤務費用	263百万円
(2) 利息費用	43百万円
(3) 期待運用収益	△71百万円
(4) 数理計算上の差異	△52百万円
(5) 過去勤務費用	26百万円
(6) 退職給付費用(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	210百万円

(注) 上記退職給付費用以外に、割増退職金25百万円を支払っており、販売費及び一般管理費として計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

- | | |
|--|---------|
| (1) 退職給付見込額の期間配分方法 | 給付算定式基準 |
| (2) 割引率 | 0.7% |
| (3) 期待運用収益率 | 1.5% |
| (4) 過去勤務費用の処理年数 | 14年 |
| 発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。 | |
| (5) 数理計算上の差異の処理年数 | 14年 |
| 各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌事業年度から費用処理しております。 | |

〔関連当事者との取引に関する注記〕

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社	三菱電機(株)	東京都千代田区	175,820	電機機器の製造	直接 25.3 間接 0.1	当社は三菱電機(株)の代理店・特約店 役員の兼任等	商品の売上	2,158	売掛金 電子記録債権 前受金	302 115 35
							商品の仕入	55,954	買掛金 前渡金 未収入金	8,806 1,205 970
							上記取引に係る仕入割引	30	—	—

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

売上高、仕入高及び仕入割引についての価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝の上取引価格を決定しております。

2 議決権等の被所有割合

関係会社である三菱電機(株)が25.3%直接所有し、その子会社である三菱電機住環境システムズ(株)他計4社が0.1%を間接所有しております。

3 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますので、取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。

2. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社の子会社	三菱電機住環境システムズ(株)	東京都台東区	2,627	住宅設備機器及び家庭電気機器の販売	0.0	同社製品等の販売・仕入	商品の売上	44	売掛金	2
							商品の仕入	4,921	支払手形買掛金 未収入金	22 1,500 174
その他の関係会社の子会社	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	東京都台東区	350	重電関係プラント及び機器のメンテナンスサービス並びにエンジニアリング	0.0	同社製品等の販売・仕入	商品の売上	73	売掛金	21
							商品の仕入	1,784	電子記録債務買掛金 未収入金	298 723 3

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

売上高、仕入高についての価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝の上取引価格を決定しております。

2 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますので、取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。

[1株当たり情報に関する注記]

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,326円43銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 98円27銭 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

株式会社カナデン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 谷 和 正 ⑨
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡 辺 雅 子 ⑨

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カナデンの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カナデン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

株式会社カナデン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 森 谷 和 正 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 渡 辺 雅 子 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カナデンの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第168期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第168期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 財務報告に係る内部統制について、取締役及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、
財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月9日

株式会社カナデン 監査役会

常勤監査役 境 晴 繁 ⑩

社外監査役 土 井 啓 ⑩

社外監査役 野見山 豊 ⑩

社外監査役 一法師 信 武 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 取締役 8 名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（8 名）は任期満了となりますので、取締役 8 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、取締役候補者の写真については58頁に掲載しております。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
1	再任 もと はし のぶ ゆき 本 橋 伸 幸 (昭和32年12月31日生)	昭和55年 4 月 当社入社 平成25年 6 月 当社執行役員 F A 事業部長 平成27年 6 月 当社取締役 F A 事業部長 平成28年 6 月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	19,263株
[取締役候補者とした理由等] 本橋伸幸氏は、長年にわたり当社の主力事業である F A システム事業に携わり、事業責任者として基幹ビジネスの収益基盤強化を図り、海外ビジネスの展開を指揮するなどしてまいりました。また、代表取締役就任後は、卓越した見識とリーダーシップをもって、企業価値向上に向けた経営の指揮をとっており、当社の持続的な発展に必要な人材でありますので、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
2	再任 しま もと かず のり 島 本 和 徳 (昭和31年 7 月30日生)	昭和54年 4 月 当社入社 平成20年 6 月 当社執行役員経理財務室長 平成21年 6 月 当社取締役経理財務室長 平成23年 6 月 当社取締役経理財務室長兼総務人事室長 平成26年 4 月 当社取締役経理財務室長 平成27年 6 月 当社常務取締役経理財務室長 平成28年 6 月 当社常務取締役監査、コンプライアンス担当 平成29年 4 月 当社常務取締役管理部門担当 平成29年 6 月 当社常務取締役管理部門担当兼コンプライアンス室長 平成30年 4 月 当社常務取締役経営企画部並びに管理統括室担当 (現在に至る)	23,035株
[取締役候補者とした理由等] 島本和徳氏は、9年にわたり取締役として当社経営に携わり、経理・財務を中心に内部管理体制の整備を図るなど、経営基盤の強化に手腕を発揮してきており、当社の持続的な発展に必要な人材でありますので、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
3	再任 社外 独立 じん 神 たけし 毅 (昭和13年 3 月21日生)	昭和39年 4 月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 昭和39年 4 月 小林俊三・今井忠男法律事務所（現中外合 同法律事務所）入所 平成15年 6 月 日本食品化工株式会社社外監査役 平成18年 7 月 当社顧問弁護士 (現在に至る) 平成27年 6 月 当社社外取締役 (現在に至る) 平成28年 4 月 株式会社トリケミカル研究所社外取締役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 株式会社トリケミカル研究所社外取締役	1,593株
[社外取締役候補者とした理由等] 神 毅氏は、会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通されており、上場企業の社外取締役並びに社外監査役の経験を有されていることから、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。 なお、同氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。			
4	再任 社外 独立 なが しま よし ろう 永 島 義 郎 (昭和27年 4 月 7 日生)	昭和50年 4 月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ 銀行）入行 平成14年 5 月 同行虎ノ門支社長 平成16年 6 月 東京ダイヤモンド再生・債権回収株式会社 (現エム・ユー・フロンティア債権回収株 式会社) 代表取締役社長 平成17年10月 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会 社代表取締役副社長 平成21年 6 月 日本カーバイド工業株式会社常勤監査役 平成28年 6 月 当社社外取締役 (現在に至る)	—
[社外取締役候補者とした理由等] 永島義郎氏は、会社経営者としての経験に加え、上場企業の監査役等の経験を有されていることから、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。 なお、同氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
5	再任 つね かわ ゆき お 恒 川 幸 夫 (昭和31年10月16日生)	昭和54年 4 月 当社入社 平成25年 6 月 当社執行役員交通事業部長 平成26年 4 月 当社執行役員経営戦略室長 平成26年 6 月 当社取締役経営戦略室長 平成27年 4 月 当社取締役経営戦略室長兼コンプライアンス室長 平成28年 6 月 当社取締役関西支社長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) テクノクリエイト株式会社代表取締役社長 株式会社カナデンテレンス代表取締役	19,928株
[取締役候補者とした理由等] 恒川幸夫氏は、当社における長年の事業部門経験に加え、取締役として経営企画部門を担当するなど、バランス感覚に優れ、当社の持続的発展に必要な人材でありますので、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
6	再任 もり ひさ たか 森 寿 隆 (昭和35年 6 月15日生)	昭和58年 4 月 当社入社 平成26年 4 月 当社執行役員中部支店長 平成28年 4 月 当社執行役員関西支社副支社長 平成28年 6 月 当社取締役経営戦略室長 平成30年 4 月 当社取締役事業推進室長 (現在に至る)	7,805株
[取締役候補者とした理由等] 森 寿隆氏は、当社における長年の事業部門経験に加え、取締役として経営企画部門を担当するなど、バランス感覚に優れ、当社の持続的発展に必要な人材でありますので、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
7	再任 さいとう しんすけ 齋藤 真 輔 (昭和33年 5 月24日生)	昭和56年 4 月 三菱電機株式会社入社 平成20年 4 月 同社中部支社副支社長 平成21年 4 月 同社四国支社長 平成26年 4 月 同社九州支社長 平成29年 4 月 当社入社 平成29年 6 月 当社取締役交通事業担当 (現在に至る)	4,011株
[取締役候補者とした理由等] 齋藤真輔氏は、三菱電機株式会社において支社長を歴任するなど、エレクトロニクス分野において豊富な営業経験と実績を有しており、当社の持続的な発展にその知見と手腕を発揮することを期待し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
8	新任 いぐち あきお 井口 明 夫 (昭和32年 11 月4日生)	昭和56年 4 月 三菱電機株式会社入社 平成15年 4 月 同社九州支社機器部長 平成15年10月 同社九州支社F Aシステム部長 平成19年 4 月 同社本社機器営業第二部長 平成21年 4 月 同社関越支社長 平成25年 4 月 同社中国支社長 平成28年 4 月 同社中部支社長 平成30年 4 月 当社入社 (現在に至る)	—
[取締役候補者とした理由等] 井口明夫氏は、三菱電機株式会社において支社長を歴任するなど、エレクトロニクス分野において豊富な営業経験と実績を有しており、当社の持続的な発展にその知見と手腕を発揮することを期待し、取締役としての選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります。(1株未満切捨表示)
3. 取締役候補者の神 毅氏及び永島義郎氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の神 毅氏は、当社と顧問弁護士契約を締結しておりますが、その報酬額は僅少であり、独立性を損なうものではありません。
5. 社外取締役候補者の神 毅氏及び永島義郎氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、当社は同取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
6. 社外取締役候補者の永島義郎氏は、平成30年6月15日開催予定の全国保証株式会社定時株主総会終結の時をもって、同社の社外取締役に就任する予定であります。

第2号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役候補者は次のとおりであり、鳥越純也氏は社外監査役土井 啓氏の補欠者であり、竹内 明氏は社外監査役野見山 豊氏の補欠者であります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
1	とり ごと じゅん や 鳥 越 純 也 (昭和45年 2 月28日生)	平成4年4月 三菱電機株式会社入社 平成22年10月 同社九州支社総務部人事研修課長 平成24年7月 同社営業本部事業企画部コンプライアンス グループマネージャー 平成24年10月 同社営業本部コンプライアンス部コンプラ イアンスグループマネージャー (現在に至る)	—
[補欠社外監査役候補者とした理由等] 鳥越純也氏は、会社経営に関与した経験はありませんが、三菱電機株式会社営業本部コンプライアンス部コンプライアンスグループマネージャーの職にあり、グループ企業の監督を通じ企業監査に関する十分な知識と経験を有されていることから、補欠社外監査役として選任をお願いするものであります。 なお、当社は三菱電機株式会社と取引関係にあり、同社は当社の株式(自己株式を控除した出資比率25.32%)を保有しております。			
2	たけ うち あきら 竹 内 明 (昭和36年 4 月19日生)	昭和59年4月 株式会社三菱銀行(現株式会社三菱UFJ 銀行) 入行 平成25年9月 株式会社寺岡製作所入社 平成26年4月 同社経理部長 平成29年4月 同社経営企画室長 (現在に至る)	—
[補欠社外監査役候補者とした理由等] 竹内 明氏は、会社経営に関与した経験はありませんが、金融機関での長年の経験に加え、株式会社寺岡製作所において管理部門の要職を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有されていることから、補欠社外監査役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者の鳥越純也氏及び竹内 明氏は、補欠社外監査役候補者であります。
3. 補欠社外監査役候補者の鳥越純也氏は、当社の特定関係事業者である三菱電機株式会社から過去2年間に於いて使用人としての報酬を受けており、今後受ける予定であります。

第3号議案 譲渡制限付株式報酬制度の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成24年6月28日開催の第162回定時株主総会にて年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠に、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額5千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与を含まない。）といたしたく存じます。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたしたく存じます。

なお、現在の取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、現在と同様に、取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）となります。

<譲渡制限付株式報酬制度の内容>

(1)概要

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けることになります。ただし、当社は、対象取締役との間で、下記(4)記載の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結し、対象取締役は本割当株式（下記(4)①において定義いたします。）を本割当契約に定める一定の期間中は自由に譲渡等を行うことができないものとし、当社が定める中期経営計画に定める指標が達成されなかった場合等、本割当契約に定める事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することになります。

(2) 譲渡制限付株式報酬制度に係る金銭報酬債権の報酬額及び付与株式数の上限

対象取締役を支給する金銭報酬債権の報酬額の上限は年額5千万円以内とし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年100千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とします。

(3) 1株当たりの払込金額

1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利としない範囲において取締役会において決定します。

(4) 本割当契約において定める内容の概要

- ① 対象取締役は、譲渡制限期間において、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。（以下「譲渡制限」といいます。）

譲渡制限期間は、中期経営計画の対象期間に合わせて、1年間から5年間までのうち取締役会が定める期間とする。

- ② 対象となる中期経営計画ごとに当社の取締役会においてあらかじめ設定した経営目標数値の達成の有無に応じて、本割当株式の全部について譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除し、その後、対象取締役は、譲渡制限を解除された本割当株式を自由に譲渡等することができる。

- ③ 対象取締役が譲渡制限期間の満了する前に当社の取締役の地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

他方、当社の取締役会が正当と認める理由により、当社の取締役の地位を喪失した場合には、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除する。

- ④ 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

- ⑤ 譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等が承認された日において対象取締役が保有する本株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

- ⑥ 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以 上

メ 毛 欄

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal dashed lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, providing a guide for handwriting practice. There are no margins, text, or other markings on the paper.

【ご参考】取締役候補者一覧（数字は候補者番号を表しています。）



1. 本橋伸幸



2. 島本和徳



3. 神 毅



4. 永島義郎



5. 恒川幸夫



6. 森 寿隆



7. 齋藤真輔



8. 井口明夫

株主総会会場ご案内図

会場

第一ホテル東京 4階「プリマヴェーラⅡ」

東京都港区新橋一丁目2番6号 / TEL (03) 3501-4411

交通

J R 新橋駅

東京メトロ銀座線
新橋駅

都営浅草線
新橋駅

▶

日比谷口

より徒歩2分

都営三田線
内幸町駅

▶

A2出口

より徒歩3分

ゆりかもめ
新橋駅

▶

徒歩5分



株主総会ご出席株主様へのお土産の配布はございませんので、あらかじめご了承ください。

開催場所が前年と異なっておりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。